

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、大山町の全域が、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第3号に該当することとなったこと等による所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則で定める地域から大山町の地域を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり減額する。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額	
				改正後	現 行
応急仮設住宅の設置（1戸当たり）				2,387,000円	2,404,000円
被服、寝具その他生活必需品の給与貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季 (4月1日から9月30日まで)	1人世帯	17,300円	17,500円
			2人世帯	22,300円	22,600円
			3人世帯	32,800円	33,300円
			4人世帯	39,300円	39,900円
			5人世帯	49,800円	50,500円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	7,300円	7,400円
		冬季 (10月1日から翌年3月31日まで)	1人世帯	28,600円	29,000円
			2人世帯	37,000円	37,500円
			3人世帯	51,600円	52,300円
			4人世帯	60,400円	61,300円
			5人世帯	75,900円	77,000円
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	10,400円	10,500円
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季 (4月1日から9月30日まで)	1人世帯	5,600円	5,700円	
		2人世帯	7,600円	7,700円	
		3人世帯	11,400円	11,600円	

帯に対して行う場合		4人世帯	13,800円	14,000円
		5人世帯	17,500円	17,700円
		世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	2,400円	2,400円
	冬季 (10月1日から翌年3月31日まで)	1人世帯	9,100円	9,200円
		2人世帯	12,000円	12,200円
		3人世帯	16,900円	17,100円
		4人世帯	20,000円	20,300円
		5人世帯	25,400円	25,800円
		世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	3,300円	3,300円
	障害物の除去(1世帯当たり)		134,200円	137,500円

(2) 埋葬のために支出することができる費用の限度額を次のとおり増額する。

救 助 の 種 類		支出することができる費用の限度額	
		改正後	現 行
埋葬(1体当たり)	大人	201,000円	199,000円
	小人	160,800円	159,200円

(3) 施行期日は、公布日とし、(2)は、平成22年4月1日から適用する。